

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県木炭検査施行手続の一部改正
- ◇告示 昭和三十一年九月鳥取県告示第四百十九号の廃止
土地の公用廃止
- ” ” 家畜人工授精所の開設許可
豚コレラ予防注射の実施
ひな白痢検査の実施
- ◇公告 昭和二十五年六月鳥取県告示第二百八十七号の一部改正
昭和三十七年度第二回理容師試験及び美容師試験の実施

訓令

鳥取県訓令第九号

地方農林振興局長

鳥取県木炭検査施行手続（昭和三十一年十月鳥取県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

昭和三十七年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

令達先を次のように改める。

地方農林振興局長

この訓令中「検査吏員」を「検査員」に、「所長」を「局長」に改める。

第二条中「山林事務所長（以下「所長」という。）」「地方農林振興局長（以下「局長」という。）」に改める。

第十三条の附表中木炭生産検査簿の様式を次のように改める。

附 則
この訓令は、昭和三十七年六月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第五百五十一号

昭和三十二年九月鳥取県告示第四百十九号（木炭の規格証票の様式及び表示の方法について）は、昭和三十七年六月一日限り廃止する。

昭和三十七年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百五十二号

次の土地は、昭和三十七年十月二日から公用を廃止した。

昭和三十七年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 鳥取県知事 石 破 二 朗

所 地 目 面 積

東伯郡赤碓町大字出上字西 道路敷 三三坪五合九勺

屋敷二八〇番二地先

鳥取県告示第五百五十三号

次の土地は、昭和三十七年十月二日から公用を廃止した。

昭和三十七年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 鳥取県知事 石 破 二 朗

所 地 目 面 積

米子市西福原字大向浜田通 道路敷 一八坪五合四勺

八一四番地先

鳥取県告示第五百五十四号

次の土地は、昭和三十七年十月二日から公用を廃止した。

昭和三十七年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 鳥取市叶字八反田三一三ノ

所 地 目 面 積

二地先 水路敷 一六坪

鳥取県告示第五百五十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年第二百九号）第二十四

条の規定により、次のとおり家畜人工授精所開設の許可を与えた。

昭和三十七年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜人工授精所開設許可

許可、家畜人工授精所の名称 住 所 氏 名

一五五 安部和牛人 西伯郡西伯町大字落 安部 貞紀

工授精所 合三一六ノ一

鳥取県告示第五百五十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 昭和三十七年十月十三日から十一月十二日までの期間

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第五百五十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育する鶏

- 1 別記様式による受験願書に試験手数料五百円に相当する鳥取県収入証紙をはりつけ（消印しないこと。）、次の書類を添えて昭和三十七年十月二十日までに所轄保健所に提出すること。（県外居住者は、鳥取県厚生部衛生課に郵送）
 - (1) 履歴書（最終学歴及び養成施設の入学から実地習練終了までの場所、期間を記載すること。）
 - (2) 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
 - (3) 実地習練を終了したことを証する書面
 - (4) 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
 - (5) 写真（出願前六月以内に撮影した名刺判、脱帽正面上半身のもので裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの。）
- 2 理容師法施行令（昭和二十八年政令第三百三十二号）第五条第四項又は美容師法施行令（昭和三十三年政令第三百七十七号）第二条第四項の規定により学科試験を免除される者は(1)から(3)までの書類に替えて、知事の発行した理容師又は美容師学科試験免

- 除通知書を提出すること。
- 四 試験の方法
- 1 試験は、学科試験及び実地試験について行なう。
 - 2 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。
- 五 試験場に持参するもの
- 1 学科試験
 - 受験通知書、筆記具、昼食及び上ばき
 - 2 実地試験
 - (1) 受験通知書、昼食及び上ばき
 - (2) 理容師試験を受ける者
 - 白衣及び調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品等
 - (3) 美容師試験を受ける者
 - 白衣及びコールドパーマネントウェーブ等の施術上必要な器具、材料、化粧品及び応急薬品
- 六 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容のモデルは、なるべく年令十八才から三十才までの者で、髪に著しくせのない者であること。

七 その他

- 1 出願者には受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- 2 試験について不明の点がある場合は、所轄保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
- 3 文書による照会には、返信料を同封すること。

収入証紙
はりつけ

理容師（美容師）試験受験願書

本籍地

現住所（番地及び何々方まで記入すること。）

（ふりがな）
氏名
年 月 日生

理容師法第二条第一項（美容師法第四条第一項）の規定による理容師（美容師）試験を受けないので、別紙関係書類を添えてお願ひします。

昭和三十七年 月 日

右 氏 名 印

鳥取県知事 石破二朗殿

注 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地」と朱書すること。